

令和 4 年 6 月 14 日 開 会

# 令和 4 年 6 月 徳 島 県 議 会 定 例 会 議 案 及 び 議 案 説 明 書

(その 3)



目 次

第 19 号	令和 4 年度徳島県一般会計補正予算（第 5 号）	1 頁
第 20 号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	3
第 21 号	監査委員の選任について	7
第 22 号	公安委員会委員の任命について	9
補正予算説明		
1	令和 4 年度徳島県一般会計補正予算（第 5 号）説明書	13
(1)	歳入歳出補正予算（第 5 号）事項別明細書	13
1	総 括	13
2	歳 入	17
3	歳 出	19



第 19 号

令和 4 年度徳島県一般会計補正予算（第 5 号）

令和 4 年度徳島県一般会計の補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ731,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ535,466,679千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 7 月 4 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
13 繰越金		千円 1,693,479	千円 731,000	千円 2,424,479
	1 繰越金	1,693,479	731,000	2,424,479
歳入	合計	534,735,679	731,000	535,466,679

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農 林 水 産 業 費		千円 32,551,032	千円 731,000	千円 33,282,032
	1 農 業 費	4,801,393	731,000	5,532,393
歳 出	合 計	534,735,679	731,000	535,466,679

## 第二十号

### 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和四年七月四日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

#### 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年徳島県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号イ(1)中「第二条の四」を「当該子の出生の日から第三条の二に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から六月を経過する日、第二条の四」に、「一歳」を「当該子が二歳」に、「及び」を「及び引き続いて」に改め、「引き続き」を削り、同号ロを次のように改める。

ロ 次のいずれかに該当する非常勤職員

- (1) その養育する子が一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第二条の三第二号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下この(1)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第三号に掲げる場合に該当して当該子の一歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの
- (2) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定制に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第二条第三号ハを削る。

第二条の三の見出しを「（育児休業法第二条第一項の条例で定める日）」に改め、同条中「それぞれ」を削り、同条第二号中「この条及び次条において」を削り、「当該非常勤職員が当該」を「、当該非常勤職員が、当該」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第三条第七号に掲げる事情に該当するときはロ及びハに掲げる場合に該当する場合、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合にあつてはハに掲げる場合に該当する場合） 当該子の一歳六か月到達日

イ 当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

ロ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ハ 当該子の一歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

ニ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第二条の四各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第二条第一項の条例で定める場合は、一歳六か月から二歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第七号に掲げる事情に該当するときは第一号及び第三号に掲げる場合に該当する場合、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

第二条の四中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第二条の四に次の一号を加える。

四 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第二条の五を削る。



第三条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条第八号中「その」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該」に、「非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が」を「ものが、当該任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「に伴い、当該」を「に伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第七号とし、同条の次に次の一条を加える。

(育児休業法第二条第一項第一号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

**第三条の二** 育児休業法第二条第一項第一号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、五十七日間とする。

第十一条第六号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和四年十月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する改正前の第三条（第五号に係る部分に限る。）及び第十一条（第六号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

#### 提案理由

育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部が改正され、育児休業の取得回数の制限が緩和されるとともに、非常勤職員がその養育する子の出生後八週間以内に育児休業をしようとする場合の要件の一部が緩和されること等に鑑み、本県の職員についても所要の措置を講ずる等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



第 21 号

監査委員の選任について

監査委員に，次の者を選任する。

令和 4 年 7 月 4 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

住 所	氏 名	生 年 月 日
徳島県徳島市国府町日開	鹿 山 公 弘	

提案理由

近藤光男氏は，令和 4 年 7 月 9 日監査委員の任期が満了するので，その後任として鹿山公弘氏を選任するため，地方自治法第196条第 1 項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが，この案件を提出する理由である。



第 22 号

公安委員会委員の任命について

公安委員会委員に，次の者を任命する。

令和 4 年 7 月 4 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

住 所	氏 名	生 年 月 日
徳島県徳島市徳島町 3 丁目	岡 田 好 史	

提案理由

齋藤恒範氏は，令和 4 年 8 月 3 日公安委員会委員の任期が満了するので，その後任として岡田好史氏を任命するため，警察法第39条第 1 項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが，この案件を提出する理由である。



補 正 予 算 説 明 書





令和4年度徳島県一般会計補正予算（第5号）説明書

歳入歳出補正予算（第5号）事項別明細書

（単位 千円）

1 総括  
（歳入）

款	補正前の額	補正額	計	頁
01 県 税	79,500,000	—	79,500,000	—
02 地方消費税清算金	32,072,000	—	32,072,000	—
03 地方譲与税	15,173,000	—	15,173,000	—
04 地方特例交付金	340,000	—	340,000	—
05 地方交付税	154,000,000	—	154,000,000	—
06 交通安全対策特別交付金	226,000	—	226,000	—
07 分担金及び負担金	1,818,957	—	1,818,957	—
08 使用料及び手数料	5,831,303	—	5,831,303	—

款	補正前の額	補正額	計	頁
09 国庫支出金	94,355,460	—	94,355,460	—
10 財産収入	786,599	—	786,599	—
11 寄附金	24,850	—	24,850	—
12 繰入金	86,197,498	—	86,197,498	—
13 繰越金	1,693,479	731,000	2,424,479	17
14 諸収入	17,892,533	—	17,892,533	—
15 県債	44,824,000	—	44,824,000	—
歳入合計	534,735,679	731,000	535,466,679	—

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				頁
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
01 議 会 費	977,862	—	977,862					—
02 総 務 費	28,124,249	—	28,124,249					—
03 民 生 費	69,456,955	—	69,456,955					—
04 衛 生 費	50,734,905	—	50,734,905					—
05 労 働 費	5,191,920	—	5,191,920					—
06 農 林 水 産 業 費	32,551,032	731,000	33,282,032				731,000	19
07 商 工 費	75,018,586	—	75,018,586					—
08 土 木 費	54,344,902	—	54,344,902					—
09 警 察 費	22,093,106	—	22,093,106					—

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				頁
				特定財源			一般財源	
				国支出金	地方債	その他		
10 教育費	82,004,926	—	82,004,926					—
11 災害復旧費	10,549,100	—	10,549,100					—
12 公債費	70,197,386	—	70,197,386					—
13 諸支出金	33,340,750	—	33,340,750					—
14 予備費	150,000	—	150,000					—
財源振替	0	0	0			繰越金 731,000	△731,000	—
歳出合計	534,735,679	731,000	535,466,679			731,000	0	—

## 2 歳 入

(款) 13 繰 越 金

(項) 01 繰 越 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
01 繰 越 金	1,693,479	731,000	2,424,479	01 繰 越 金	731,000	
計	1,693,479	731,000	2,424,479			



### 3 歳 出

(款) 06 農 林 水 産 業 費

(項) 01 農 業 費

目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国支出金	地方債	その他				
03 農作物費 対策費	106,953	546,000	652,953				546,000	07 報償費	200	1 環境保全型農業推進費 470,000 2 水田農業経営対策費 76,000 県産米粉生産・利用拡大支援事業費補助金 75,000 事務費 1,000
								08 旅費	30	
								10 需用費	518	
								11 役務費	72	
								12 委託料	470,000	
								13 使用料及び賃借料	180	
								18 負担金、補助及び交付金	75,000	
04 農業金融費 対策費	58,315	185,000	243,315				185,000	12 委託料	185,000	1 農林水産業緊急支援費 185,000
計	4,801,393	731,000	5,532,393				731,000			







